

# 住民税申告相談 のお知らせ

## ■ お問い合わせ ■

佐渡市千種232番地  
佐渡市役所 市民環境部 税務課  
担当：市民税係  
電話：63-5110（直通）

本年も申告の時期となりました。申告書の提出は市・県民税の基礎資料となるほか、国民健康保険等の算定資料にもなります。また申告がないと証明等を出すことができない場合がありますので、期間内申告をされるようお願いいたします。（ご自分が申告の必要があるかどうかわからない方はフローチャートを参考にしてください）

## ◆ 税法改正による主な変更点

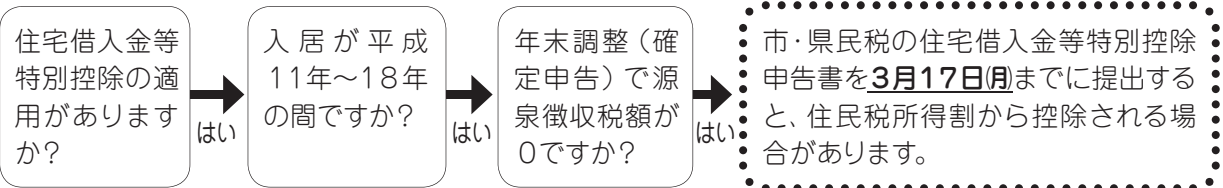
### ・地震保険料控除が創設されます。

地震保険料控除が創設され、損害保険料控除が廃止されます。（長期損害保険は一部認められます）

### ・住民税における住宅借入金等特別税額控除について

所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けている方は、税源移譲で所得税が減少することにより、当初の見込み額を差し引けなくなる場合があります。そこで、差し引けなくなる分を**ご本人から毎年申告をいただくことにより**、翌年度の住民税所得割額から控除することができます。

#### 【該当となる方】



※ 用紙は、市役所税務課・各支所市民課・佐渡税務署にございますので必要な方はおいでください。確定申告をされる方は、確定申告書に添えて税務署へ提出ください。

## ◆ 申告相談の日程

下記の会場で住民税・所得税の申告相談を行ないます。

### 【地区別申告相談会場】

地区名	会場名	地区名	会場名
両津地区	佐渡島開発総合センター2階 会議室	相川地区	相川支所2階 第1応接室
佐和田地区	アミューズメント佐渡2階 文弥人形室	金井地区	本庁会議室棟1階 第2会議室
新穂地区	新穂支所1階 第2会議室	畑野地区	畑野支所2階 会議室
真野地区	真野支所2階 第2応接室	小木地区	小木地区公民館1階 第2会議室
羽茂地区	羽茂支所3階 第2会議室	赤泊地区	赤泊支所1階 応接室

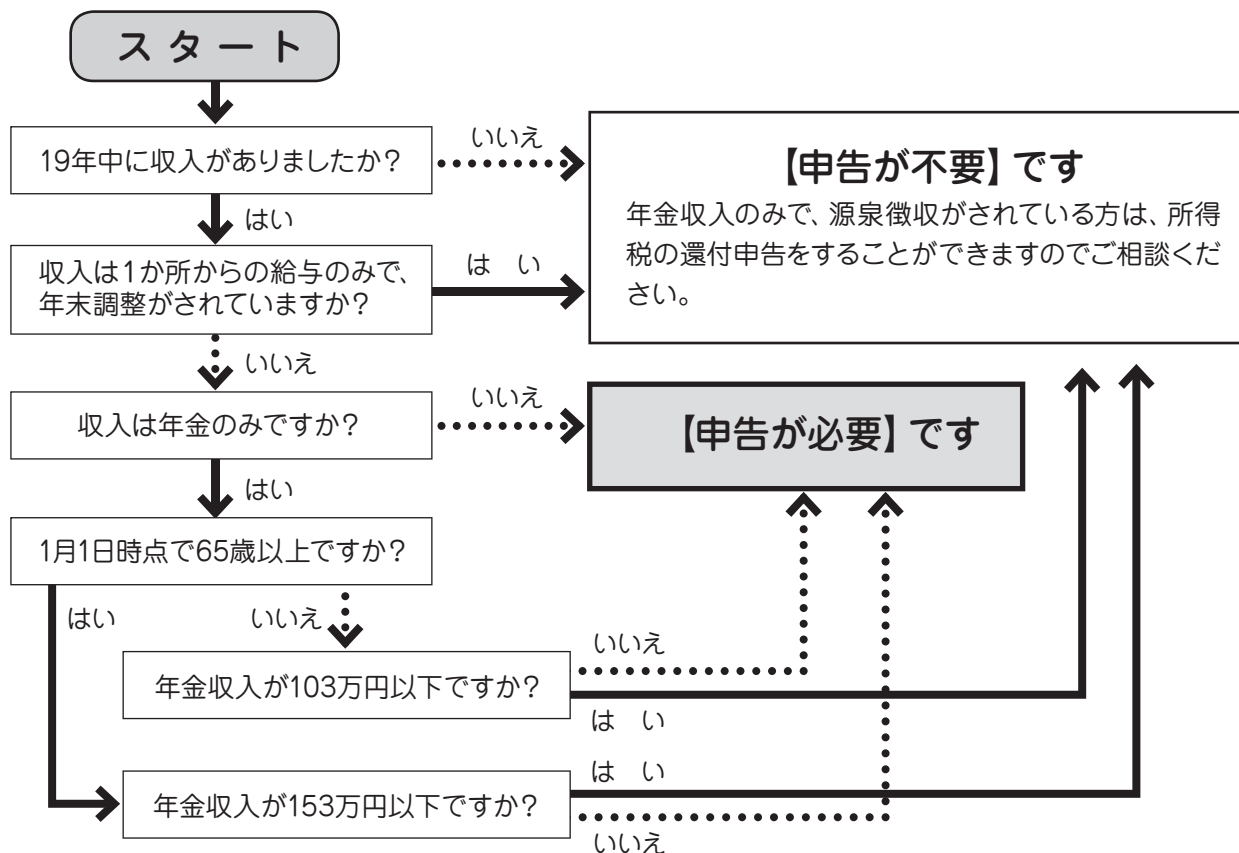
**申告期間：2月18日(月) ～ 3月17日(月)まで**

**受付時間 9:00～11:30  
13:00～17:00（土日を除く）**

※ 佐和田地区の受付時間については、佐渡税務署との合同開催のため、9:00～16:00までとします。  
※ 全ての会場において、期間前の相談はお受けできませんのでご了承ください。

## ◆ 申告が必要な方・不要な方

下のスタートより進み、申告が必要か不要か判断する目安にしてください。



### 上記で【申告が不要】になった方

基本的に申告の必要はありませんが、医療費等の控除を受けたい方や国民健康保険加入世帯員で、どなたの扶養にもなっておられない方、市発行の証明書が必要な方（児童手当等）、障害年金受給者、国民年金免除申請者は住民税の申告をする必要があります。

### 上記で【申告が必要】になった方

申告の必要がありますので、源泉徴収票・印鑑等をお持ちになり、期間中に市役所・各支所の申告相談会場までおいでください。

## 税務署による確定申告（所得税・個人事業者の消費税・贈与税）相談

日時：2月18日(月)～3月17日(月) 9:00～16:00（土日を除く）

場所：アミューズメント佐渡2階 文弥人形室（佐和田地区の住民税申告会場もこちらです）

※ 譲渡や贈与税の申告をする方は、市役所ではお受けできない場合がありますので、こちらにてお願いします。

☆お問い合わせ☆

佐渡税務署 ☎74-3276 まで